

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（447））
2. 日時：平成29年10月23日 10時00分～11時50分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、名倉安全管理調査官、宮本管理官補佐、義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、角谷安全審査官、近田安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、正岡審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、皆川保安規定係長、穂藤保安規定係長、高嶋原子力規制専門員、竹内参与、土野参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 室長代理 他11名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の新規制基準適合性審査に係る工事計画の説明スケジュールについて、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 工事計画認可申請書に係る今後の説明工程において、審査項目毎に補正の内容及びその物量を示した上で、全体スケジュールを整理して提示すること。
 - 工事計画認可申請書の補正内容について、全体像を示した上で、第1回補正及び第2回補正において対象となる本文の要目及び基本設計方針並びに添付書類（添付書類内の個別説明項目含む）を整理し、その分割する考え方を含めて提示すること。
 - 審査会合における指摘事項のみならず、工認段階で主な論点については事業者が追加で実施する予定であることを含め説明が必要な事項を整理して提示すること。
 - 耐震性に関する説明書（新施設の地震応答計算書など）、火災・溢水防護に関する説明書及び健全性説明書等については第2回補正で提出するとしているが、物量が多く審査に時間を要するため、当該説明書の基本方針など基本的な事項の補正時期を含めて全体工程を整理し提示すること。
 - 各種説明書で使用する解析コードについて、全体工程に整理して提示すること。
 - 津波防護に関する施設の設計方針のうち、遡上津波の影響について、各種添付書類での取扱い及び関連を整理して提示すること。
 - ブローアウトパネルについては、原子炉制御室の居住性に関する説明書に記

載するのみでなく、当該機器に要求される機能全体を整理した上で、審査条文に応じた各種添付書類でそれぞれの設計を具体化し提示すること。

- 使用済燃料乾式貯蔵建屋の地震観測記録を踏まえた耐震評価については、原子炉建屋も含めて提示すること。
- 工事計画認可補正申請書に係る全体工程における各審査項目の記載表現について、目的や意図を整理して提示すること。
- 工事計画認可申請に係る事業者の体制について整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 工事計画認可補正申請書に係る全体工程（案）